

未就学児の医療費無料化に関する意見書

我が国の少子化は年々深刻化し、これ以上進行すると社会保障制度の安定的運営や経済の持続的成長など、国民生活に深刻な影響を与えることが不可避であります。

こうした中、子育て家庭への支援策の一層の充実を図ることが求められており、その一環として、現在、全都道府県において乳幼児医療費の助成制度が自治体独自の施策として実施されておりますが、対象年齢や所得制限の有無、支給方法、一部負担金の有無など、自治体によりそれぞれ異なっているほか、制度利用に手間がかかるといった指摘もあります。

身体機能が未熟な乳幼児は死亡率も高く、受療率でも入院・外来ともに小・中学生と比べ、治療を受ける機会が多いことから、その医療費が子育て家庭の経済的負担に占める割合は決して小さいものではありません。

よって、政府におかれては、医療保険制度における給付率の引き上げや、地方自治体における助成措置に対する助成を図り、未就学児全員を対象とした医療費無料化制度を実現されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年9月25日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣